令和2年1月28日訓令第4号

改正

令和2年6月15日訓令第51号

美郷町ひなた暮らし移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、移住・定住の促進及び地域の人材不足の解消に資するため、予算の範囲内において、 美郷町ひなた暮らし移住支援金(以下「ひなた支援金」という。)を交付するものとし、その交 付については、補助金等の交付に関する規則(平成18年美郷町規則第48号)及び宮崎県ひなた暮 らし実現応援事業実施要領(令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課定め。 以下「県要領」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(交付金額)

- 第2条 ひなた支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円
  - (2) 単身世帯 30万円

(交付要件)

- 第3条 ひなた支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 就職・起業移住支援事業 県要領第4の1に定める要件を満たす者で、本町に転入したもの
  - (2) 農林漁業等就業移住支援事業 県要領第4の2に定める要件を満たす者であって、本町に 転入したもの。この場合において、町が定める人材確保支援策は、別表に掲げるとおりとする。 (事業の承認)
- 第4条 県要領第4の2の(3)の要件を満たしてひなた支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ起業承認申請書(様式第1号)に、美郷町商工会等支援機関から助言を受けて作成した事業計画書(様式第2号)を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の申請)

第5条 ひなた支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書(様式第3号)に次 に掲げる書類を添えて、町に転入した日の翌日から起算して3月以上1年以内の間に、町長に提 出するものとする。ただし、令和5年6月22日以前の転入については、転入後及び就業後3ヶ月以上経過後に町長に提出するものとする。

- (1) 写真付き本人確認書類
- (2) 本町に転入する前住所地の住民票除票の写し(2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のもの)。ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写し
- (3) 就職・起業移住支援事業の場合は、就職・起業就業証明書(様式第4号)、所属 先企業等の就業証明書(県要領第4の1の(3)に該当する場合のみ)又は起業支援金の 交付決定通知書
- (4) 農林漁業等就業移住支援事業の場合は、農林漁業就業証明書(様式第5号)、支援策活用 証明書(様式第6号)、起業承認通知書(様式第7号)、事業承継証明書(様式第8号)又は 農林漁業研修受講証明書(様式第9号)及び事業承継の成立を証する書類(契約書、代表者の 変更を証する書類等)
- (5) ひなた支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) 本町への転入前に県外で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人 事業等の納税通知書
- (7) 対象地域の大学等の卒業証明書等及び勤務していた対象地域の企業等の就業証明書等(県要領第4の(8)の①のd)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (交付決定通知書の再交付)
- 第6条 ひなた支援金の交付決定を受けた者(以下「支援対象者」という。)が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付申請書(様式第10号) を町長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付決定通知書再交付申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書を再交付するものとする。

(返還請求)

第8条 町長は、支援対象者が次の表に掲げる要件に該当すると認める場合は、ひなた支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町が認め、宮崎県知事が同意した場合はこの限りではない。

要件	返還額
虚偽の申請等をした場合	全額
ひなた支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合	
ひなた支援金の申請日から1年以内にひなた支援金の要件を満たす職(県要	
領第4の1の(2)の1)に該当する就職に限る。)を辞した場合	
起業支援事業に係る交付決定又は起業にかかる町長の承認を取り消された場	
合	
ひなた支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合	半額

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、ひなた支援金の交付に必要な事項は、町が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和元年7月22日から適用する。

附 則(令和2年6月15日訓令第51号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 別表(第3条関係)

実施主体	人材確保支援策
農林振興課	新規就農給付金事業